

知財法務の勘所Q&A（第57回）

コーポレートガバナンス・コードと 知財・無形資産ガバナンスガイドラインについて

弁護士 毒嶋 拳矢
弁護士 横田 貴弘
(監修) 弁護士 清水 亘

Q1 コーポレートガバナンス・コードとはどのようなものでしょうか。

A1 コーポレートガバナンス・コード（以下、「CGコード」といいます。）とは、東京証券取引所が、上場会社の実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものです¹。CGコードの目的は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための自律的な対応が図られることを通じて、経済社会全体の発展に寄与することにあります。

この目的の実現に向けて、CGコードは、①株主の権利・平等性の確保、②株主以外のステークホルダーとの適切な協働、③適切な情報開示と透明性の確保、④取締役会等の責務、⑤株主との対話という5つの「基本原則」、それを具体化する31の「原則」及び47の「関連原則」から構成されています。

そして、CGコードの特徴としては、「プリンシプルベース」のアプローチ（原則主義）及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」ルールの採用を挙げることができます。

1. プリンシプルベースのアプローチ（原則主義）

これは、詳細な規定を設けるのではなく、重要な原則を示し、会社には各コードの趣旨・精神を適切に理解・解釈したうえで遵守を求める、というアプローチです。つまり、これらの原則を踏まえてどのように行動すべきかは、会社の合理的な判断に委ねられています。但し、CGコードの用語の解釈は、あくまでコードの趣旨・精神に照らして合理的であることが必要です。

2. コンプライ・オア・エクスプレインルール

これは、各社に対して、①各原則を遵守する（コンプライ）か、又は②遵守しない場合には、その理由を説明（エクスプレイン）することを求める、というルールです。つまり、CGコードの原則には法的拘束力はなく、会社は、各原則に従わない自由が認められている点に特徴があります。なお、説明（エクスプレイン）の内容が適切であるか否か、合理的であるか否かは、基本的に、会社の株主その他のステークホルダーの判断に委ねられています。

1 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>